

港湾法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 港湾区域及び臨港地区（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第四章の二 港湾協力団体（第四十一条の二―第四十一条の六）</p> <p>第五章 港湾工事の費用（第四十二条―第四十三条の五）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（第四十四条―第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一～八の二（略）</p> <p>八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設</p> <p>九～十四（略）</p> <p>6～10（略）</p> <p>（港湾区域内の工事等の許可）</p> <p>第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 港湾区域及び臨港地区（第三十七条―第四十一条）</p> <p>第五章 港湾工事の費用（第四十二条―第四十三条の五）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>第八章 雑則（第四十四条―第六十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>一～八の二（略）</p> <p>九～十四（略）</p> <p>6～10（略）</p> <p>（港湾区域内の工事等の許可）</p> <p>第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域（以下「港湾隣接地域」という。）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の</p>

管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地（以下「港湾区域内水域等」という。）の占用

二 港湾区域内水域等における土砂の採取

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設

又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四（略）

2・3（略）

4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内水域等に係る第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。ただし、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

5・6（略）

（公募対象施設等の公募占用指針）

第三十七条の三 港湾管理者は、第三十七条第一項の許可（長期間にわたり使用される施設又は工作物の設置のための同項第一号の占用に係るものに限る。第三項、第三十七条の八第二項及び第三項並びに第三十七条の十第三項において同じ。）の申請を行うことができる者を公募により決定することが、港湾区域内水域等を占用する者の公平な選定を図るとともに、再生可能エネルギー源（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用その他の公共の利益の増進を図る上で有効であると認められる施設又は工作物（以下「公募対象施設等」という。）について、港湾区域

許可を受けなければならない。但し、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

一 港湾区域内の水域（政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用

二 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものを除く。）

四（略）

2・3（略）

4 港湾管理者は、条例又は第十二条の二の規程で定めるところにより、港湾区域内の水域又は公共空地に係る第一号又は第二号の許可を受けた者から占用料又は土砂採取料を徴収することができる。但し、前項に規定する者の協議に係るものについては、この限りでない。

5・6（略）

（新規）

- 内水域等の占用及び公募の実施に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めることができる。
- 2| 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一| 公募占用指針の対象とする公募対象施設等の種類
- 二| 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の区域
- 三| 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占用の開始の時期
- 四| 港湾区域内水域等の占用の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占用をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去に関する事項
- 五| 第三十七条の六第一項の認定の有効期間
- 六| 占用料の額の最低額
- 七| 占用予定者を選定するための評価の基準
- 八| 前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項
- 3| 前項第二号の区域は、港湾管理者の管理する水域施設の区域その他の第三十七条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが港湾の開発、利用、保全又は管理上適切でない区域として国土交通省令で定める区域については定めなければならないとする。
- 4| 第二項第五号の有効期間は、二十年を超えないものとする。
- 5| 第二項第六号の占用料の額の最低額は、第三十七条第四項の規定により条例又は第十二条の二の規程で定める額を下回つてはならないものとする。
- 6| 港湾管理者は、第二項第七号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 7| 港湾管理者は、公募占用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- （公募占用計画の提出）

（新規）

第三十七条の四 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占有しようとする者は、公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占有に関する計画（以下「公募占有計画」という。）を作成し、その公募占有計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを港湾管理者に提出することができる。

2 公募占有計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 港湾区域内水域等の占有の目的
 - 二 港湾区域内水域等の占有の区域
 - 三 港湾区域内水域等の占有の期間
 - 四 公募対象施設等の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 当該公募対象施設等の維持管理の方法
 - 八 港湾区域内水域等の占有の期間が満了した場合その他の事由により港湾区域内水域等の占有をしないこととなつた場合における当該公募対象施設等の撤去の方法
 - 九 占有料の額
 - 十 資金計画及び収支計画
 - 十一 その他国土交通省令で定める事項
- 3 公募占有計画の提出は、港湾管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

（占有予定者の選定）

第三十七条の五 港湾管理者は、前条第一項の規定により港湾区域内水域等を占有しようとする者から公募占有計画が提出されたときは、当該公募占有計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該公募占有計画が公募占有指針に照らし適切なものであること。

二 当該公募対象施設等のための港湾区域内水域等の占有が第三十七

（新規）

条第二項の許可をしてはならない場合に該当しないものであること。

三 当該公募対象施設等及びその維持管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合すること。

四 当該公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

2 港湾管理者は、前項の規定により審査した結果、公募占用計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十七条の三第二項第七号の評価の基準に従って、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。

3 港湾管理者は、前項の評価に従い、港湾の機能を損なうことなく公共の利益の増進を図る上で最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を占用予定者として選定するものとする。

4 港湾管理者は、前項の規定により占用予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5 港湾管理者は、第三項の規定により占用予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。

(公募占用計画の認定)

第三十七条の六 港湾管理者は、前条第五項の規定により通知した占用予定者が提出した公募占用計画について、港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 港湾管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した港湾区域内水域等の区域及び占用の期間を公示しなければならない。

(公募占用計画の変更等)

第三十七条の七 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定計画提出者

(新規)

(新規)

「という。」は、当該認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならない。

2 港湾管理者は、前項の変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、同項の認定をするものとする。

一 変更後の公募占用計画が第三十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 前条第二項の規定は、第一項の変更の認定をした場合について準用する。

(公募を行った場合における港湾区域内水域等の占用の許可等)

第三十七条の八 認定計画提出者は、第三十七条の六第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた公募占用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。)に従つて公募対象施設等の設置及び維持管理をしなければならない。

2 港湾管理者は、認定計画提出者から認定公募占用計画に基づき第三十七条第一項の許可の申請があつた場合においては、同項の許可を与えなければならない。

3 港湾管理者が前項の規定により第三十七条第一項の許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、同条第四項の規定にかかわらず、認定公募占用計画に記載された占用料の額(当該額が第三十七条第四項の規定により条例又は第十二条の二の規程で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該規程で定める額)とする。

4 計画の認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、第三十七条の六第二項の占用の期間(前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第三十七条の六第二項の占用

(新規)

の期間)内は、第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等の区域(前条第一項の変更の認定があつたときは、同条第三項において準用する第三十七条の六第二項の港湾区域内水域等の区域)については、第三十七条第一項の許可(同項第一号に係るものに限る。)の申請をすることができない。

(地位の承継)

第三十七条の九 次に掲げる者は、港湾管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 認定計画提出者の一般承継人
- 二 認定計画提出者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた施設又は工作物の所有権その他当該施設又は工作物の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者

(計画の認定の取消し)

第三十七条の十 港湾管理者は、次に掲げる場合には、計画の認定を取り消すことができる。

- 一 認定計画提出者が第三十七条の八第一項の規定に違反したとき。
- 二 認定計画提出者が詐欺その他不正な手段により計画の認定を受けたとき。
- 2 港湾管理者は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定により計画の認定が取り消されたときは、当該計画の認定に係る認定公募占用計画に基づき与えられた第三十七条第一項の許可は、その効力を失う。

(禁止行為)

第三十七条の十一 (略)

(新規)

(新規)

(禁止行為)

第三十七条の三 (略)

第四章の二 港湾協力団体

(港湾協力団体の指定)

第四十一条の二 港湾管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に
行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国
土交通省令で定める団体を、その申請により、港湾協力団体として指
定することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該港湾協力
団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 港湾協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しよう
とするときは、あらかじめ、その旨を港湾管理者に届け出なければな
らない。

4 港湾管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に
係る事項を公示しなければならない。

(港湾協力団体の業務)

第四十一条の三 港湾協力団体は、当該港湾協力団体を指定した港湾管
理者が管理する港湾について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 港湾管理者に協力して、港湾情報提供施設その他の港湾施設の整
備又は管理を行うこと。

二 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報又は資料を収集し
、及び提供すること。

三 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する調査研究を行うこと。

四 港湾の開発、利用、保全及び管理に関する知識の普及及び啓発を
行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第四十一条の四 港湾管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実

(新規)

(新規)

(新規)

な実施を確保するため必要があると認めるときは、港湾協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 港湾管理者は、港湾協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、港湾協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 港湾管理者は、港湾協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 港湾管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十一条の五 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(港湾協力団体に対する許可の特例)

第四十一条の六 港湾協力団体が第四十一条の三各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第三十七条第一項の規定の適用については、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があつたものとみなす。

(特定港湾情報提供施設協定の締結等)

第四十五条の四 港湾管理者は、港湾の利用に関する情報の効率的かつ効果的な提供を図るため、その管理する港湾において港湾管理者以外の者が所有する港湾情報提供施設（これに附帯する港湾情報提供施設以外の港湾施設を含む。以下この項において「特定港湾情報提供施設」という。）を自ら管理する必要があると認めるときは、特定港湾情報提供施設所有者等（当該特定港湾情報提供施設の所有者又は当該特定港湾情報提供施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に特定

(新規)

(新規)

(新規)

港湾情報提供施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該特定港湾情報提供施設に係る部分の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十五条の六において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「特定港湾情報提供施設協定」という。）を締結して、当該特定港湾情報提供施設の管理を行うことができる。

- 一 特定港湾情報提供施設協定の目的となる特定港湾情報提供施設（以下「協定特定港湾情報提供施設」という。）
 - 二 協定特定港湾情報提供施設の管理の方法
 - 三 特定港湾情報提供施設協定の有効期間
 - 四 特定港湾情報提供施設協定に違反した場合の措置
 - 五 特定港湾情報提供施設協定の揭示方法
 - 六 その他協定特定港湾情報提供施設の管理に關し必要な事項
- 2 特定港湾情報提供施設協定については、特定港湾情報提供施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（特定港湾情報提供施設協定の縦覧等）

- 第四十五条の五 港湾管理者は、特定港湾情報提供施設協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該特定港湾情報提供施設協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該特定港湾情報提供施設協定について、港湾管理者に意見書を提出することができる。

- 3 港湾管理者は、特定港湾情報提供施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該特定港湾情報提供施設協定の写しを港湾管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、特定港湾情報提供施設協定において定めるところにより、協定特定港湾情報提供施設又はその敷地内の見や

（新規）

すい場所に、港湾管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、特定港湾情報提供施設協定において定めた事項の変更について準用する。

(特定港湾情報提供施設協定の効力)

第四十五条の六 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた特定港湾情報提供施設協定は、その公示のあつた後において協定特定港湾情報提供施設の特定港湾情報提供施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 政令で定める用途に供する旅客施設及びこれに附帯する政令で定める駐車場その他の港湾施設

3 5 (略)

第五十六条の二 (略)

2 第三十七条の十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が区域又は物件を指定し、又は廃止する場合に準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十六条の二の十 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における

(新規)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 (略)

2 (略)

一・二 (略)

(新規)

3 5 (略)

第五十六条の二 (略)

2 第三十七条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が区域又は物件を指定し、又は廃止する場合に準用する。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十六条の二の十 登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における

当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条第二項において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(監督処分)

第五十六条の四 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第三十七条第一項又は第三十七条の十一第一項

二・三 (略)

2 9 (略)

(罰則)

第六十一条 地方公共団体の職員又は港務局の委員、監事若しくは職員が、第三十七条の六第一項の規定による認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を唆すこと、当該認定を受けようとする者に当該認定に係る公募（以下「占用公募」という。）に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 偽計又は威力を用いて、占用公募の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 占用公募につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第六十三条 (略)

当該電磁的記録を含む。次項及び第六十四条第二項において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

(監督処分)

第五十六条の四 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ 第三十七条第一項又は第三十七条の三第一項

二・三 (略)

2 9 (略)

(新規)

(新規)

(罰則)

第六十一条 (略)

23 (略)

4 (略)

一 (略)

二 第三十七条の十一第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の

三の四第一項又は第五十六条の二第一項の規定に違反した者

510 (略)

第六十四条 (略)

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十二条又は第六十三条第三項、第四項、第六項若しくは第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 (略)

附則

26 附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については、同項の規定による指定を第四十三条の十一第一項の規定による指定と、当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社と、特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、この法律の規定（第四十三条の二十一第一項ただし書（政府に係る部分に限る。））、第四十三条の二十二第一項（政府に係る部分に限る。））、第七章第三節並びに第六十六条第一項第三号及び第四号を除く。）を適用する。この場合において、第四十三条の十三第二項中「第四十三条の十一第一項」とあるのは、「附則第二十項」とする。

31 (特定の国際拠点港湾の港湾運営会社に関する特例)

長距離の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾であつて、コンテナ取扱量そ

23 (略)

4 (略)

一 (略)

二 第三十七条の三第一項、第四十三条の八第一項、第五十五条の三

の四第一項又は第五十六条の二第一項の規定に違反した者

510 (略)

第六十二条 (略)

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条第三項、第四項、第六項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第六十四条 (略)

附則

26 附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については、同項の規定による指定を第四十三条の十一第一項の規定による指定と、当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社と、特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、この法律の規定（第四十三条の二十一第一項ただし書（政府に係る部分に限る。））、第四十三条の二十二第一項（政府に係る部分に限る。））、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。）を適用する。この場合において、第四十三条の十三第二項中「第四十三条の十一第一項」とあるのは、「附則第二十項」とする。

31 (特定の国際拠点港湾の港湾運営会社に関する特例)

長距離の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾であつて、コンテナ取扱量そ

他の国土交通省令で定める事情を勘案し、民間の能力の活用によりその運営の効率化を図ることが国際競争力の強化を図るため特に重要なものとして政令で定めるものについては、当分の間、当該国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社に関する規定（第四十三条の二十一第一項ただし書（政府に係る部分に限る。）、第四十三条の二十二第一項（政府に係る部分に限る。）、第七章第三節並びに第六十六条第一項第三号及び第四号を除く。）及び特例港湾運営会社に関する規定を適用する。この場合において、附則第二十三項及び第二十七項並びに前項中「四年」とあるのは「五年」と、附則第二十四項中「一年」とあるのは「二年」とする。

他の国土交通省令で定める事情を勘案し、民間の能力の活用によりその運営の効率化を図ることが国際競争力の強化を図るため特に重要なものとして政令で定めるものについては、当分の間、当該国際拠点港湾を国際戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社に関する規定（第四十三条の二十一第一項ただし書（政府に係る部分に限る。）、第四十三条の二十二第一項（政府に係る部分に限る。）、第七章第三節並びに第六十四条第一項第三号及び第四号を除く。）及び特例港湾運営会社に関する規定を適用する。この場合において、附則第二十三項及び第二十七項並びに前項中「四年」とあるのは「五年」と、附則第二十四項中「一年」とあるのは「二年」とする。